

# 教 職 課 程

## 教職課程

1. 本学大学院保健学研究科に教育職員免許法に基づく教職課程が置かれている。
2. 大学院教職課程の履修によって取得できる教育職員免許状の種類、履修する研究科・専攻・コースおよび教科または教職に関する科目の必要最低単位数は次のとおりである。

研究科	専攻	コース	免許状の種類	免許	必要最低単位数
					大学が独自に設定する科目
保健学 研究科	保健学 専 攻	—	養護教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	養護 保健 保健	2 4

3. 専修免許状は、一種免許状に必要な単位を修得した者が、大学院博士前期課程に2年以上在籍し、杏林大学大学院教職課程履修規程に定める単位を24単位以上修得して修士の学位を取得した場合に与えられる。ただし、一種免許状の免許教科は自分の所属する専攻で取得できる専修免許状の免許科目と同一でなくてはならない。
4. 各専修免許状取得のために修得すべき科目を以下に示す。
5. 教職課程の履修希望者は所属する研究科が指定する期間内に、所定の「教職課程履修願」を提出しなければならない。
6. 教職課程履修願を提出した者は、所定の期日までに大学院教職課程費3万円を納入しなければならない。所定の期日までに納入しない者については教職課程の履修を取り消す。

## ＜令和 5年度学則＞

#### 保健学研究科保健学専攻(養護教諭専修免許)

(令和 5 年度入学生から適用)

＜令和 5年度学則＞

保健学研究科保健学専攻(中・高等学校教諭専修免許「保健」)

(令和 5 度入学生から適用)